

プロジェクトⅢ

教育の原点としての家庭の力を高め、
人づくりのために力をつなげる
チームスピリットプロジェクト

施策 15 親の学びと家庭教育への支援

【現状と課題】

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担うものです。

今日では、身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や、地域とのつながりの変化など、子育てや家庭教育を支える環境の変化により、子育て中の親が孤立し、課題を抱え込んでしまう傾向が強くなっています。

こうした中、全ての親が家庭教育を安心して行えるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、親の学びの機会や発達段階に応じた子育てなどについての情報提供とともに、家庭教育が困難な状況にある家庭に対しての相談対応の充実を図るなど、地域社会が一体となって支援していく必要があります。

また、家庭教育の支援を行う上では、学校、家庭、地域がそれぞれ相互に協力・協働して、子どもの発達にとって必要な取組を工夫し、実践していくことが求められます。

加えて、思春期の児童生徒やその保護者が、思春期特有の課題に適切に対応するための支援の充実が求められます。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（平成31年）
全国学力・学習状況調査において「家の人と学校での出来事について話をしている」と答えた生徒の割合	72.8% （平成26年度）	増加を目指します
家庭教育の推進に係る協力企業等の数	406社 （平成25年度）	500社

【5年間に実施する重点的な取組】

（1）人間形成の土台となる家庭教育への支援

保護者による家庭での教育を支援するため、ウェブサイトや啓発リーフレットなど、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。

また、子育てや家庭教育に関する講座など、生涯学習センター等における親の学習機会の充実を図るとともに、関係機関等と連携しながら、子育て中の親を孤立させないサポート体制づくりを進めます。

加えて、思春期の児童生徒が思春期特有の課題に関して正しい知識を身に付けることができるよう、児童生徒やその家族への啓発や相談対応を実施します。

【実施する主な取組】

- 「親力アップいきいき子育て広場」などを活用した家庭教育支援の充実(関連 施策11(1))
家庭教育の担い手である親の学びを応援し、子どもの発達を正しく理解し、全ての家庭の教育力向上とその充実を図るため、インターネットやリーフレットなどの活用を図ります。
- 「親の学びプログラム(千葉県版親プロ「きずな」)」を活用した家庭教育支援
親が学び合う場をより活性化するため、親としての役割や子どもの発達の段階に応じた関わり方等を、親が主体的に学べる講座展開例や市町村担当者が活用できる効果的な広報の仕方についてまとめた「きずな」の活用を図ります。
- 地域と一体となった家庭教育支援
経験豊富な地域人材を活用して、子育てや家庭教育に関する相談、親子で参加できる講座などの多様な学習機会の提供等の取組を支援します。また、子育てに悩む保護者や孤立しがちな保護者への相談活動や学習機会の提供等の充実を図るため、カウンセラーや保育士等の専門的な人材を活用したアウトリーチ型の支援^{注1}等、チームとしての取組を促進します。
- 子どものころからの生活習慣病予防の推進(関連 施策3(2)、施策3(3))
生活習慣病の予防のため、学校、市町村、地域の関係機関の協働の下、子どもとその保護者に向け、「早寝 早起き 朝ごはん」をスローガンとした普及啓発を行い、健全な生活習慣の定着を支援します。
- 家庭や地域における読書の啓発(関連 施策2(1)、施策11(1))
乳幼児と保護者が、絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけとなる市町村のブックスタート事業を支援します。また、研修会等を通じて、「放課後児童クラブ」や「放課後子供教室」などにおいても子どもが読書に親しむ機会を提供することの大切さについて、理解を図り、家庭・地域における読書活動を推進します。
- 思春期保健相談事業の実施
思春期の児童生徒やその家族等を対象に、思春期特有の身体や性、食生活、心の問題に関する知識の普及・啓発を行うため、「思春期保健相談」や「思春期教室」、「ピア・エデュケーター^{注2}事業」活動を推進します。

(2) 学校・家庭・地域が連携した家庭教育の推進

学校の入学式や保護者会、企業での社員研修等、様々な機会を捉え、親の学びの大切さについて広く情報を発信するとともに、学校や地域に家庭教育の重要性を啓発する取組の充実を図ります。

注1 アウトリーチ型の支援：窓口となる施設等でサービスを提供するのではなく、自宅などサービスを受ける側の人がいる場所まで提供者が赴いてサービスを提供する方法のことです。

注2 ピア・エデュケーター：同世代の仲間の相談相手となるために必要な専門のトレーニングを受けた若者です。

【実施する主な取組】

○ 学校を通じた家庭教育の支援

子どもたちの生きる力の基礎となる家庭教育の充実を図るため、「学校から発信する家庭教育支援プログラム」^{注3}、「家庭教育リーフレット」を活用するなど、学校・家庭と地域社会が一丸となって、子どもたちの教育に積極的に関わるとともに、子どもたちを見守り、育てていく環境づくりを進めます。

○ 「学校を核とした県内 1000 か所ミニ集会」を活用した家庭教育の支援

(関連 施策6 (4)、施策16 (1))

家庭と地域社会が互いに理解し合い、地域社会を大家族として捉え、子どもたちの教育に協力し合う環境づくりを進めます。

○ 企業や団体と連携して取り組む家庭教育支援 (関連 施策16 (1))

県内企業に対して、社員研修の場を利用した子育て支援講座開催の働きかけや講座への講師派遣を行うとともに、社内掲示などに活用できる家庭教育支援に関する資料を配布し、企業と連携して、働く父親・母親に向けた家庭教育支援を行います。

○ 親の働く姿に接する「子ども参観日」の推進 (関連 施策4 (3))

子どもたちが、親の働く姿に接することで親子のコミュニケーションを図り、働くことの大切さを学べるよう、企業等に「子ども参観日」の実施を働きかけるとともに、実施した企業等をホームページ上で紹介するなど、企業等の取組を促進します。

(3) 親となってかけがえのない子育てを行うための教育の推進

中学生や高校生などが将来、親になることの意義や重要性について学ぶとともに、乳幼児とその親に触れ合う活動などを通じて、育児への理解や関心を高めるとともに、子育てにおける家庭の役割や、子どもを育てる意義等について学ぶ機会の充実を図ります。

【実施する主な取組】

○ 子育て体験学習の推進

幼稚園・小学校の合同授業や中学校の職場体験活動、高等学校のインターンシップなど、小・中・高校生等が幼稚園や保育所で保育体験をする機会の充実に努めます。特に、高校生が乳幼児や保護者と触れ合い、子育てを体験的に学ぶ高等学校の取組を推進します。

注3 学校から発信する家庭教育支援プログラム：平成21年度に千葉県教育委員会と市原市教育委員会が協働して開発しました。子どもの発達段階（0歳児～6歳児、小学生、中学生）に応じ、心の成長、親子のコミュニケーション、食生活、友人関係、家庭学習など様々な予想される子育ての悩みについての家庭教育支援資料とその指導のためのプログラムです。

施策 16 つながりや支え合いによる地域コミュニティの形成と生涯学習社会の実現

【現状と課題】

子どもたちの学びを支援するためには、学校、家庭、地域、企業、高等教育機関などが相互に連携し、学校における多様な教育活動を支援する体制づくりを進めることが求められています。

また、地域住民の絆を深め、つながりや支え合いにより地域コミュニティを形成し、地域とともに歩む学校づくりを推進していく必要があります。

このため、学校の教育活動への様々な人材の活用を推進するとともに、学校と地域を結ぶ人材を引き続き育成していく必要があります。

さらに、県民が、生涯のいつでもどこでも、自由に学習機会を選択し学習することができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会を構築するため、学校や公民館、生涯学習センター等を拠点に、関係機関が連携・協働して、住民が必要としている情報を適宜提供できる体制づくりが重要です。

そして、教育政策と他の政策分野との整合性を図りつつ、市町村や私立学校、大学等の高等教育機関、民間団体等との連携を密にして、地域の教育力の向上につなげるのが大切です。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（平成31年）
放課後子供教室の対象学校数	173校 (平成26年度)	225校
「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」を地域とともに企画運営している学校の割合	55.6% (平成25年度)	70.0%

【5年間に実施する重点的な取組】

(1) 学校を核とした地域コミュニティの構築と子どもの学びへの支援

学校における日々の教育活動や、放課後子供教室、放課後・土曜日等の教育活動において、地域住民や専門的知見のある企業・団体関係者などの地域人材を積極的に活用することにより、子どもたちの多様な学びを実現するとともに、地域における教育の質の向上を図ります。

また、学校の教育活動に地域住民や社会人が参画する機会を促進するため、地域コーディネーターなどの学校と地域を結ぶための人材の育成・拡充を図ります。

【実施する主な取組】

○ 「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」の充実（関連 施策6（4）、施策15（2））

「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」を保護者や地域住民が学校と一体となって企画・運営することにより、学校、家庭、地域のつながりを強固にします。これにより、学校運営・地域交流の発展につなげます。

○ 学校支援地域本部の推進（関連 施策6（4）、施策7（4）、施策16（3））

地域全体で子どもたちを育む体制づくりの実現に向けて、学校と地域を結ぶコーディネーターを配置して、学校と地域の連携の下、市町村教育委員会、PTA、地元企業等とも協力

しながら、学習支援や環境整備、登下校時の見守りなど、学校を支援する取組を推進します。

○「放課後子ども総合プラン」の推進

放課後等における、全ての子どもたちを対象とした安全・安心な活動拠点（居場所）づくりのため、市町村と連携しながら、小学校の余裕教室等を活用し、地域の参画を得て学習やスポーツ・文化活動、交流活動を行うなど、放課後子供教室の取組を推進します。

また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後児童クラブ」と一体的に又は連携して実施することにより、児童の放課後対策の充実に努めます。

○地域と連携した土曜日等の教育活動の支援（関連 施策1（2））

子どもたちへの土曜日等の教育活動の充実に努めるため、多様な経験や技能を持つ地域の人材や企業の連携協力を得て、土曜日等に体系的、継続的なプログラムを企画・実施する市町村の取組を支援します。

○コミュニティ・スクールの導入の促進（関連 施策6（4））

保護者や地域住民の力を学校運営に生かす、地域とともに歩む学校づくりを推進し、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりを進めます。

このため、コミュニティ・スクールの導入・充実にに向けた取組を支援します。

○地域コーディネーター等の育成

「学校支援地域本部」や「放課後子供教室」など、学校と地域住民との連携を進めるために、必要な人材である地域コーディネーター、学校支援ボランティアの発掘や育成に努めます。

○学校・家庭・地域が一体となって取り組む教育環境づくりの推進（関連 施策15（2））

教育分野での社会貢献活動に取り組む企業・団体と連携し、「ちば家庭・学校・地域応援企業等登録制度」の学校での活用を促進することにより、学校・家庭・地域が一体となって、子どもを育てる環境づくりを推進します。

（2）生涯学習社会を目指した取組の推進

誰もがいつでもどこでも学習することができ、また、学習成果を生かすことのできる生涯学習社会を実現するため、学校や公民館、生涯学習センター、図書館、博物館等の社会教育施設が連携・協力し、地域住民に対する学習活動の場を提供するとともに、学んだ成果を地域活動や学校教育で生かす場を広げ、その成果が適切に評価される取組を推進します。

【実施する主な取組】

○学ぶ場と学ぶための情報提供の充実（関連 施策11（3）、施策13（2））

県民の学習ニーズや家庭教育に関する講座、県立図書館職員が講師となって実施する読み聞かせ講習会等、様々な内容の学習機会を関係機関との連携を図りつつ提供します。また、生涯学習を推進していくために、生涯学習活動に携わる方々を対象とした研修講座も提供します。

さらに、生涯学習情報提供システム「ちばりすネット」^{注4}や「千葉県内図書館横断検索システム」、県立美術館・博物館の資料や文化財情報のデータベースを活用して、学びに役立つ情報の提供を充実するなど、県民の生涯学習を支援します。

○ 県立学校開放の推進

多様化・高度化する県民の学習ニーズに応えるため、県立学校がもつ優れた教育機能や施設を身近で利用しやすい生涯学習の場として積極的に地域へ開放し、学校が持つ専門性を生かした開放講座を実施することにより、県民が生活に必要な知識や技能を習得したり、心豊かに生きるための教養を身に付けたりするなど学習機会の提供を推進します。

また、「学校と地域が貴重な資源を共有する」という考え方の下、広くスポーツの健全な普及・発展とともに、スポーツ活動を通じて地域住民の交流を生むコミュニティの促進を図るため、県民の貴重な財産である県立学校体育施設の地域住民への開放を推進します。

○ 障害者への学びの支援（関連 施策10（4））

さわやかちば県民プラザでは、知的障害のある方を対象に、よりよい余暇の過ごし方や家庭生活・社会生活のためのルールや技能を身に付けるための講座を実施するなど、障害者の学びの場と機会の充実を図ります。

また、県立図書館では、障害者に向けた講座や研修会などを行い、学びの支援を推進します。

○ 学んだ成果が適切に評価されるシステムづくり

県民一人一人が目標を持って学び続けることや学び直しができるよう、県民の生涯学習を支援する「まなびシステム“ちばネット”」^{注5}を活用し、県、市町村、高等教育機関、民間教育事業者等が提供する講座・セミナー等で学習した成果を認める奨励証を交付するとともに、その成果を社会に生かすための支援を行います。

○ 学んだ成果やキャリアを地域や学校教育に生かす取組の推進（関連 施策4（4））

県民が生涯学習で学んだ成果やこれまで培ってきたキャリアを、地域や学校教育で幅広く生かす機会を提供するため、学習の成果を社会的な活動に生かそうとする人を指導者として養成するほか、学校教育やボランティア活動への参加に向けたイベントや講座を開催します。

また、美術館・博物館においては、館の活動をサポートする県民ボランティアの受入れ、市町村、市民活動団体と連携した展示会の開催や体験事業を実施するなど、学びの成果を生かせる場を提供します。

さらに、青少年教育施設においても、主催事業等の講師・協力者として地域のボランティアを活用するなど、学びの成果を生かせる場を提供します。

注4 ちばりすネット：千葉県が運営する千葉県生涯学習情報提供システム（Chiba Lifelong learning Information System）の愛称です。ちばりすネットでは県内の生涯学習に関する情報を県の機関や市町村、大学などから収集し、データベースに登録しています。

注5 まなびシステム“ちばネット”：県民の生涯学習を支援するシステムです。さわやかちば県民プラザ、各市町村の公民館、大学等で行われる講座の情報を提供するとともに、講座の学習計画・学習記録が書き込める「ちばネット手帳」を配布して、講座約1時間＝1単位として積み重ねた単位により「奨励証」を交付しています。

○ 社会教育施設を拠点にした地域コミュニティ形成の推進

生涯学習センター、図書館、公民館、青少年教育施設等の社会教育施設を拠点に関係機関と連携し、地域の課題解決に向けた講座等の学習や地域活動の支援等、地域コミュニティの形成につなげていく取組を推進します。

○ 社会の課題に取り組むボランティア活動等の推進（関連 施策2（2）、施策4（4））

子どもたちが、様々な人や団体とつながりながら豊かな人間性を養うことができるよう、学校と家庭・地域が連携して行うボランティア活動をはじめ、福祉活動、体験活動、あいさつ運動などを促進します。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた若者のボランティア養成など、社会的ニーズに対応した取組の充実により、若者の更なる社会参画を促進します。

（3）社会教育推進体制の強化

教育委員会が、学校や家庭、まちづくり、福祉等の関係部局や、民間団体、大学等の地域の多様な主体と連携し、地域住民も一体となって協働して取組を進めていくための環境整備を図るとともに、地域の学びを支える人材を育て、地域の学びの場をより質の高いものにするための取組を推進します。

【実施する主な取組】

○ 社会教育主事・指導者の養成

国等で実施される社会教育主事講習への受講を推進するなど、社会教育専門職員である社会教育主事^{注6}の養成に努めます。

また、地域の社会教育関係者の資質向上を図るため、地域社会教育指導者研修会等を実施します。

○ 社会教育関係団体の育成

子ども会やPTAなど、青少年及び成人に対して教育活動や社会教育に関する研修活動を実施する社会教育関係団体の求めに応じて、専門的・技術的な指導・助言等を行います。

○ 生涯学習センターにおける社会教育関係者等とのネットワークづくり

県の生涯学習推進の中核拠点であるさわやかちば県民プラザにおいて、社会教育・生涯学習推進講座等を実施し、社会教育関係者等の資質向上を図り、市町村及び生涯学習関連機関等の人材・情報などのネットワークづくりに努めます。

また、大学・企業・地域との連携を促進するため、柏の葉アカデミア講座や各種のシンポジウム等の協働事業を推進していきます。

注6 社会教育主事：都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担います。

○ 学校支援地域本部の推進（関連 施策6（4）、施策7（4）、施策16（1））

民間団体、大学等の地域と連携を図り、学校と地域を結ぶ地域コーディネーターや学校支援ボランティア等の育成を促進し、学校における多様な教育活動を支援する体制づくりを進め、地域の学びを支える人材を育成します。

○ 県立図書館の機能の充実（関連 施策11（3））

県立図書館は、県民の生涯にわたる多様な学習要求に応えるとともに、県民が県内のどこに住んでいても等しく図書館サービスを受けられるよう、市町村立図書館や各種読書関係団体等と連携・協力して読書環境の整備に努めます。

また、中央図書館を県内図書館の中核と位置付け、ワンストップサービスの推進などその機能強化や利用者の安全・安心の確保のために必要な施設・整備の検討を進めます。

（4）高等教育機関との連携

大学・短期大学・専門学校などの高等教育機関は、様々な資格取得やキャリア教育の最終段階としてだけでなく、地域の生涯学習を支える「知の拠点」として、生涯学習社会の実現にとって大きな期待が寄せられています。

このため、大学で生み出され、蓄積された知的資源を広く社会で活用することができるよう、大学等での公開講座等について広く情報提供していきます。

また、高大連携の取組や、将来、本県の教育を担う教員を養成するための様々な取組などにおいて、人材や情報・技術など様々な資源を有する高等教育機関と連携した取組の充実を図ります。

【実施する主な取組】

○ 高大連携の促進

野菜の工業的な育成システムやロボット開発などの先進的な内容をはじめとする、大学教員の高等学校等での出張講義、生徒の大学での講義受講や研究施設等を利用した実験・実習、大学生や留学生を交えた取組など、県内の大学・短期大学の高大連携に関する取組実績を調査し、ホームページに掲載することなどにより、高等学校等が高大連携に取り組みやすい環境の充実を図ります。

○ 教員を目指す学生への出前講座や情報の提供（関連 施策7（1））

熱意ある優秀な教員を養成するため、大学や短期大学からの要請にこたえ、総合教育センターにおいて教職を目指す学生や卒業生が参加できる「教職たまご塾」を開催するほか、大学等に出向き、公立学校教員を志望する大学生、短期大学生及び大学院生を対象に、「千葉県の求める教員像」の説明等を行う「出前講座」の充実を図ります。

○ 大学等の高等教育機関と自治体の連携による地域活性化の促進

大学等の高等教育機関が自治体を中心に地域と連携して、地域コミュニティの中核的存在として、地域への研究成果の還元や、子どもの学び支援を行うなど、大学による地域の課題解決に資する取組を促進します。

(5) 県教育委員会と市町村、私学等との連携強化

県教育委員会が、県内の市町村教育委員会、まちづくり、福祉、環境、男女共同参画などを管轄する行政担当部局や、私立学校、民間団体など様々な主体と連携し、それぞれの特性を認識し、互いに尊重しながら、地域全体の教育力の向上を図ります。

【実施する主な取組】

○ 学校現場や市町村教育委員会等との連携促進

教職員や市町村教育委員会委員等と教育に関する意見交換を行い、双方の立場や役割について理解し、連携協力体制の強化に取り組みます。また、教育委員が学校等を視察することにより、学校教育などの実施状況を把握し、教育施策の点検・評価を行うとともに、教育委員会活動の積極的な情報発信を行います。

○ 私立学校による地域貢献活動の促進

私立学校が地域の市町村教育委員会と連携し、私学の施設を活用して通学合宿を実施するなど、私立学校による地域貢献に資する取組について、市町村教育委員会への理解を促進します。

コラム コミュニティ・スクール (96ページ参照)

千葉県では、全国でも例の少ない高校のコミュニティ・スクールの導入を進めています。現在、県立多古高校と県立長狭高校が指定されており、各校では学校を核に地域との様々な連携に取り組んでいます。コミュニティ・スクールの学校運営は、保護者や地域の人などを委員とする学校運営協議会で協議され、進められます。平成27年度からは、県立浦安高校の指定がスタートします。



<学校運営協議会委員の声>

- ・高校で決まったカリキュラムをこなすだけでは時代の流れについていけなくなる。コミュニティ・スクールの仕組みにより、実社会で様々な活動をしている人と接点を作り、どのような教育、人材育成を行うのかというところにつなげていければ、一歩進んだ取組となる。
- ・学校と地域との連携を充実させていくためには、町の教育委員会、関係部局との連携が大切であり、その仕組みづくりが大変大事である。

施策 17 学びのセーフティネットの構築

【現状と課題】

経済雇用環境などの変化により、生活困窮者や不登校等の状態にある児童生徒など、経済的・社会的に様々な困難を抱えている人たちが増加しています。

自らの能力を伸長し、将来、社会においてその能力を発揮するための教育を受ける機会は、経済的・社会的な事情に関わらず等しく与えられるべきもので、子どもたちの社会参画・自立に向けて、安全・安心で充実した教育機会を提供すること、すなわち「学びのセーフティネット」を構築することが重要です。

また、各学校段階の継続性を生かした支援や、いじめ、不登校や障害等に関する教育相談体制の充実、全ての子どもたちが安心して教育を受けることのできる環境の確保など、困難を抱えている子どもや家庭への支援を推進する必要があります。

加えて、関係部局や機関と連携しながら、学習、家庭や社会生活に困難を有する子どもたちへ学び直しの機会の提供等の教育支援を進めるとともに、児童虐待の防止等の児童対策を充実させることが重要です。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（平成31年）
公立高等学校における不登校・中途退学生徒の割合	不登校 2.8% 中途退学 1.5% (平成25年度)	不登校・中途退学 減少を目指します

【5年間に実施する重点的な取組】

(1) 子どもや家庭に対する相談支援体制の充実

いじめや不登校など、支援を必要とする児童生徒や家庭に対して、教職員と連携して問題解決に取り組むため、学校へのスクールカウンセラー等の専門的知見を有する人材の配置を促進し、子どもや家庭に対する相談支援体制を充実します。

また、いじめ、不登校、中途退学等の問題解決のため、民間団体等の学校外の機関との連携を促進します。

さらに、特別支援学校をはじめ、市町村の療育機関^{注7}、幼稚園、保育所、認定こども園等が相互に連携して、地域における早期の教育相談支援ネットワークの構築と充実を図り、乳幼児の発達や子育てに不安を抱く保護者が、気軽に安心して相談できる環境を整えていくとともに、保護者が子どもの障害を理解し、受け止めながら子育てができるよう、適切な支援を行います。

注7 療育機関：障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる、医療と保育を行う機関です。

【実施する主な取組】

○ 学校内の教育相談体制の充実（関連 施策7（4）、施策8（2））

いじめ問題をはじめ、不登校、暴力行為などの早期発見・早期解決のため、児童生徒、保護者、教職員等からの相談対応等の更なる支援を図るとともに、各学校の定期的な研修の実施など、教職員の資質向上につながるよう、スクールカウンセラーの配置を充実します。また、スクールソーシャルワーカーを配置して福祉施設などの関係機関との連携を図ります。

○ 子どもと親のサポートセンターにおける教育相談体制の充実

「子どもと親のサポートセンター」の専門性を生かし、いじめ問題、不登校、発達や障害に関すること、子どもの養育上のことなど、子どもたちを取り巻く様々な課題に対する相談業務を行います。また、こうした児童生徒の相談を受け止める体制について、利用促進を図るため、児童生徒、保護者への周知を徹底し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応につなげます。

○ 学校における不登校児童生徒等に対する支援

小・中・高等学校の継続性を生かした各学校段階間における情報共有・連携強化や、進路指導の充実、スクールカウンセラーや相談機関等と連携した組織的対応などの取組を推進し、不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する適切な支援を行います。

○ 不登校児童生徒への支援ネットワークの充実

いじめ・不登校の早期発見・早期対応に向けて、関係機関との連携を深めるとともに、訪問による家庭や学校等への段階的・継続的な支援の方策について調査研究することにより、不登校児童生徒への学校復帰及び復帰後の対応、社会的自立についての支援を図ります。

○ 外国人児童生徒等の教育に対する支援（関連 施策5（4））

不登校・不就学の定住外国人の子どもに対して、日本語の指導と併せ、関係機関や市民活動団体などと連携して、学習習慣、さらには日本の文化やマナーなどを学ぶ機会を提供していきます。

○ 関係機関による不登校児童生徒支援体制の充実

不登校の解決に向けては、学校や関係機関における相談支援体制の充実を図るとともに、市民活動団体と連携することにより、不登校児童生徒支援の充実を図ります。

○ 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実（関連 施策10（1））

特別支援学校は、その専門性を生かして関係機関と連携し、早期からの教育相談の充実を図る役割を担っていくことが期待されており、医療、保健、福祉等の関係機関や民間団体、市民活動団体等と協力しながら、障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談・支援体制の充実を図っていきます。また、千葉県総合教育センター特別支援教育部や千葉県子どもと親のサポートセンターなどにおける相談の充実を図ります。

（2）学び直しなどの再チャレンジに対する支援の充実

一人一人の豊かな人生の実現に向けて、学ぶ意欲と能力のある全ての県民が、質の高い教育

を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの将来に向けて挑戦できるよう、学習支援や学び直しの機会の提供など、学びへの機会確保を図ります。

【実施する主な取組】

○ 定時制高校・通信制高校の充実

近年、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒が増加している夜間定時制高校については、定通併修^{注8}の一層の充実や、単位制の特性を生かした教育内容の充実を図ります。

また、自分のライフスタイルに応じて学ぶことができる多部制定時制高校^{注9}については、地域の状況を踏まえつつ、生徒の多様な学習ニーズへの対応を進めます。

さらに、「いつでも」「どこでも」学習できる通信制高校については、通信制協力校の拡充やICTを活用した学習支援などを充実します。

また、学び直しなどの再チャレンジへの機会確保に大きな役割を担う、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実に努めます。

○ 地域連携アクティブスクールの更なる充実（関連 施策6（1））

地域の教育力を活用するとともに、「学び直し」や「実践的なキャリア教育」等を行うことにより、地域と共に生きる自立した社会人の育成を目指す「地域連携アクティブスクール」の更なる充実を図ります。

○ 高校中途退学者等に対する継続的な支援

学校と「地域若者サポートステーション」^{注10}などの自立支援関係機関・団体との連携を図り、就職先が決まらないまま高校を卒業した若者や高校中途退学者等に対して、キャリアカウンセラーや臨床心理士による個別相談やセミナー・パソコン講座等の自立支援プログラムを実施し、職業的自立に向けた支援を行うことで、早期の自立・進路決定を促します。

（3）経済的・家庭的理由など様々な困難への支援

家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受けることができるよう、地元企業や地域の人々など様々な主体と連携した取組を推進します。

また、必要に応じて専門性を有する人材及び関係機関・団体などとの連携・協働を図ることで、支援が必要な子どもや家庭に対する方策を充実させます。

さらに、就学支援金の支給や授業料減免事業への助成などの支援を通じて、高等学校等の生徒に係る教育費負担の軽減を図ります。

注8 定通併修：定時制の生徒が通信制高校で、又は通信制の生徒が定時制高校で、一定の科目を履修し、修得した単位を卒業単位に加えることができる制度です。

注9 多部制定時制高校：午前部・午後部・夜間部からなる三部制の定時制など、複数の時間帯で授業を行う課程を持つ定時制高校です。

注10 地域若者サポートステーション：若者の職業的自立を支援する、厚生労働省の事業です。地方自治体や地域の若者支援機関と連携した包括的支援の窓口として、無業の状態にある若者とその保護者に対し、専門的な相談、各種プログラム、職場体験、地域ネットワークを活用した支援など、多様な就労支援メニューを提供しています。

【実施する主な取組】

○「貧困の連鎖」防止に向けた多様な主体との連携

退職教員等の地域住民の協力による児童生徒に対する学習支援や、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材を活用した支援を必要とする家庭への取組、学校や社会教育施設等を活用した若者の自立・社会参画支援など、労働部局や福祉部局、市民活動団体等と連携した取組の充実を図ります。

○ 学ぶ意欲のある生徒に対する修学の支援

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、支援が必要とされる高校生等に授業料相当として就学支援金の支給や、経済的理由で修学困難な高校生等に対する、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付けを行います。また、学び直しをする高校生への支援や家計急変に対する支援、県立高等学校で行う授業料減免や県内の私立高等学校及び専修学校高等課程が行う授業料減免事業への助成などきめ細かに、高等学校等の生徒に係る教育費負担の軽減を図ります。

○ 特別支援教育への援助

特別支援学校及び小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等の就学に必要な経費を援助します。

（4）虐待など不適切な養育から子どもを守る取組の充実・強化

児童虐待防止の取組に当たっては、子どもの安全を第一に、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要です。

また、学校は児童虐待の早期発見に重要な役割を担っており、児童虐待の防止や早期発見につなげるための啓発活動や研修に取り組むとともに、各地域の児童相談所等との連携の強化や情報共有、役割分担の明確化を図ります。

【実施する主な取組】

○子どもに関わる相談機能の充実

いじめや児童虐待、子育ての不安など、子どもに関わる様々な相談に応じるため、「子ども・家庭110番」を中央児童相談所に設置し、専門の電話相談員が夜間、土日、祝日の相談にも応じるなど、相談機能の充実を図ります。

○要保護児童対策地域協議会^{注11}の機能向上の推進

市町村における関係機関の連携強化のため、学識経験者等の専門家をアドバイザーとして派遣し、要保護児童対策地域協議会の機能向上を推進するとともに、協議会未設置の市町村については設置に向けた検討を進めるよう、働きかけを行います。

注11 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童、要支援児童等を早期に発見し、適切な支援を行うために、市町村、児童相談所、医療機関、警察、学校・教育委員会などの関係機関により構成され、設置するものです。3層構造を基本とし、定期開催の代表者会議や実務者会議のほかに、個別支援会議があり、構成機関が必要に応じて個別ケースの情報共有や支援内容の協議を行うために開催します。

○教育機関等職員への研修の充実・強化

教育機関等の職員を対象とした、児童虐待に係る研修などにより、知識の共有を図り、児童虐待への円滑な対応を目指します。

コラム 教育相談体制の充実 (104ページ参照)

近年の子どもたちを取り巻く環境等の変化とともに、家庭や学校、友人関係、地域社会などの児童生徒が置かれている環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカー（SSW）の役割はますますその重要性を高めています。

<スクールソーシャルワーカーの声>

SSWとして勤務して4年。最初は認知度も低く、試行錯誤の毎日でしたが、近頃は関係機関の協力を得ながら精力的に活動することができるようになってきました。

先生方との連携を密にし、子どもたちと同じ視点に立って、子どもたちが抱える困難について抵抗感なく打ち明けられる存在であるように心がけています。来年は、地域の自立支援協議会に参加するなど、より関係機関との連携を深め、子どもたちをサポートする体制を強化したいと考えています。





高校生の乳幼児とのふれあい体験



千葉県夢チャレンジ体験スクール



地域の総合防災訓練に参加する
県立九十九里高校の生徒